

総代会制度について

リレーションシップバンキングの機能強化計画の中で、総代会機能の向上策として、総代の選考基準や選考手続の透明化、会員の意見を反映させる仕組みづくり等の整備が求められています。

総代会制度について

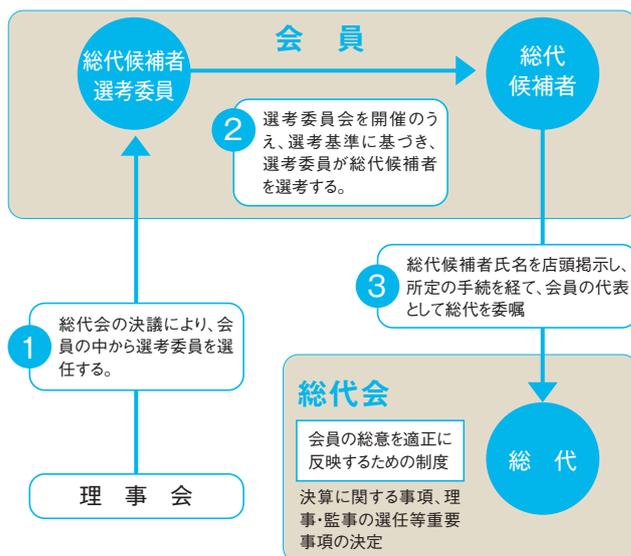
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では総代会に限定することなく、「お客様相談室」の設置をするなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代の定数

総代の定数及び任期

当金庫の総代定数は定款により「90人以上120人以下」とし、任期を「3年」と定めております。

総代の選任地区及び定数

金庫の地区を4区の選任区域に分け、選考年度の直近3月末の会員数に応じて各区における総代の定数を定めております。

	選任区域	定数	現総代数
第1区	豊田市(旧猿投町・旧藤岡町・旧小原村・旧足助町・旧旭町・旧下山村・旧稲武町を除く)、岡崎市、安城市、知立市、西尾市	62名	61名
第2区	豊田市のうち旧猿投町・旧藤岡町・旧小原村、瀬戸市、尾張旭市、春日井市	20名	20名
第3区	名古屋市のうち昭和区・千種区・瑞穂区・南区・緑区・天白区・名東区・中区・守山区・東区・熱田区・中村区・中川区、刈谷市、豊明市、みよし市、日進市、東郷町、長久手市、大府市	30名	30名
第4区	豊田市のうち旧足助町・旧旭町・旧下山村・旧稲武町、設楽町、岐阜県恵那市上矢作町・串原、長野県下伊那郡根羽村	8名	8名
	合計	120名	119名

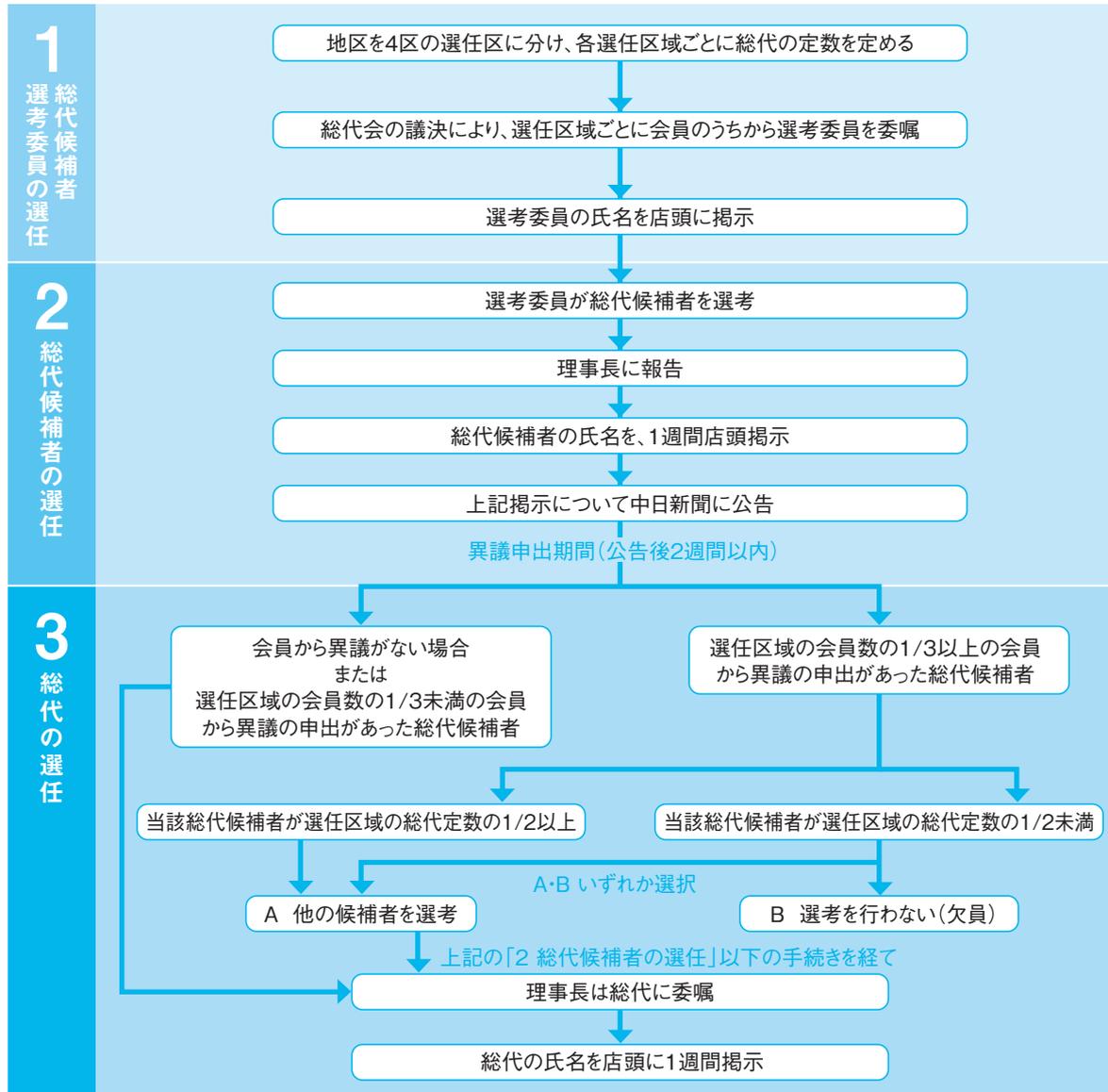
※平成30年6月30日現在の総代数は119名です。

総代の選任方法について

総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、「総代候補者選考基準」に基づいて、次の手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員は総代候補者選考基準に基づいて、総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てする)



総代候補者選考基準

総代候補者は、当金庫の会員の中から次に掲げる選考基準により選考しております。

- ① 総代として相応しい見識を有し、良識をもって判断のできる人
- ② 地域での地縁・人縁が深く、人格・識見に秀れ、信望の厚い人
- ③ 金庫の経営理念や姿勢、使命をよく理解し、金庫の発展に寄与できる人

